

# 浦安市立北部小学校PTA会則

## 第一章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、浦安市立北部小学校PTAと称し、事務所を北部小学校内におく。

(目 的)

第2条 本会は、保護者（以下「父母等」という）と教師が相互に協力しあい、広く各種団体とも連絡し、学校、家庭及び社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

(方 針)

第3条 本会は、父母等と教師が一体となり、次の方針に従って活動する。

- ① 本会は、児童の教育及び福祉のために活動する他の機関及び団体と協力する。
- ② 本会は、国及び地方公共団体による適正な教育的環境の充実を期するために努力する。
- ③ 本会は、宗教及び政治活動は行わない。
- ④ 本会は、営利を目的とした行為は行わない。
- ⑤ 本会は、教育的問題について討議し、学校及び関係機関に意見を提出するが、学校の管理事項に干渉しない。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 学校と家庭、地域社会の連携による教育環境向上のために必要な事業。
- ② 児童及び会員相互の教育、親睦に関する事業。
- ③ 学校教育を正しく理解し、その活動に協力する事業。
- ④ 会員相互の慶弔、表彰に関する事業。
- ⑤ その他本会の目的達成のために必要な事業。

## 第二章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員となることができる者は、次のとおりとする。

- ① 本校児童の父母等。
- ② 北部小学校の教員及び職員。

### 第 三 章 本部役員・会計監査・顧問及び相談役

#### (本部役員)

第6条 本会に、本部役員として、会長、副会長、会計、書記を置く。

2. 前項に定める本部役員の構成は次のとおりとする。
  - ① 会 長 1名
  - ② 副会長 5名以上 (うち1名は教頭とする)
  - ③ 会 計 3名以上4名以下 (うち1名は教員とする)
  - ④ 書 記 4名以上7名以下 (うち1名は教員とする)
3. 本会に、本部役員として、参与を若干名置くことができる。

#### (会計監査)

第7条 本会に、会計監査3名を置く。

#### (顧問・相談役)

第8条 本会に、顧問を置く。顧問は学校長とする。

2. 本会に、相談役を置くことができる。但し、相談役は本部役員の員数を超えないものとする。

#### (選出及び選任)

第9条 第6条、第7条及び第8条第2項で定める者は、次により選出及び選任する。

- ① ア. 本部役員 選考企画部が決定する方法により、候補者を選出し、本人の承諾を得て、総会の議決によって選任する。
  - イ. 参与 本部役員会において、本会の会員であり、且つ、本部役員を3年以上経験した者の中から候補者を選任し、本人の承諾を得て、総会に報告する。
- ② 会計監査 選考企画部が決定する方法により、運営委員経験者の中から候補者を選出し、本人の承諾を得て、総会の議決によって選任する。
- ③ 相談役 運営委員会において、本会の会員であり、且つ、本部役員経験者の中から候補者を選任し、本人の承諾を得て、総会に報告する。

#### (本部役員・会計監査・参与・顧問及び相談役の任期)

第10条 本部役員の任期は1年とし、再選することができる。但し、同職に連続して3年を超えて在職することはできない。

2. 会計監査及び参与の任期は1年とし、再選を妨げない。
3. 顧問及び相談役の任期は1年とし、再選を妨げない。
4. 本部役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において補欠選任し、その任期は前任者の残任期間とする。
5. 第1項の但し書きを教職員に適用しない。

(本部役員の任務)

第11条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、次の職務を行う。
  - ア. 本会を代表し、会務を統括する。
  - イ. 総会、運営委員会、本部役員会を招集し、総会を除くすべての会議の議長となる。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けた時はその職務を代行する。
- ③ 会計は、本会に関する会計事務を処理する。
- ④ 書記は、会の記録、及び会長の指示に基づく本会の庶務を行う。
- ⑤ 参与は、会長の諮問に応じ、会務に関わる事項について助言を行うとともに、本会の運営全般を監理する。

(会計監査の任務)

第12条 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問及び相談役の任務)

第13条 顧問及び相談役は、第14条③に定める機関において陪席し、必要に応じて提案ならびに意見を述べることができる。

## 第 四 章 会 議

(機 関)

第14条 本会に、次の機関を置く。

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 総 会   | ⑤ 専門部会   |
| ② 本部役員会 | ⑥ 特別専門部会 |
| ③ 運営委員会 |          |
| ④ 学年委員会 |          |

(総 会)

第15条 総会は、本会の最高議決機関とし、全会員をもって構成される。

2. 定期総会は、毎年1回とし、5月末までに開催する。
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときまたは、会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。
4. 会長は、前項による要求があったときは、その要求のあった日から1ヶ月以内に総会を招集する。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

- ① 年度事業計画及び収支予算

- ② 年度事業報告及び収支決算に関する事項
- ③ 本部役員及び会計監査の選任
- ④ 会則の改廃

(総会の成立)

第17条 総会は、出席者をもって成立し、議長を選任する。

2. 議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、会則の改廃は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(記録)

第18条 記録は、書記が行い、議長及び出席者2名がこれに署名捺印する。

(本部役員会の任務)

第19条 本部役員会は、次の事項を審議決定する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 運営委員会に付議すべき事項
- ③ 学年委員会、専門部会の連絡調整事項
- ④ 児童及び会員の慶弔に関する事項
- ⑤ その他本会運営上必要な事項

(学年長・ひまわり学級長・専門部長の出席)

第20条 学年長、ひまわり学級長、及び専門部長は、必要に応じ本部役員会に出席し、提案ならびに意見を述べることができる。

(運営委員会)

第21条 運営委員会は、本部役員会が認める必要の程度に応じて、年5回以上の開催を原則とし、第19条②により臨時開催が必要と判断されるときは、本部役員会の決定によりこれを招集する。

(運営委員会の構成)

第22条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

本部役員・各学年長・ひまわり学級長・各専門部長・その他審議に関係ある教職員代表

(運営委員会の任務)

第23条 運営委員会は、次の事項を行う。

- ① 各学年委員会の議題の協議及び連絡調整
- ② 各専門部会の議題の協議及び連絡調整
- ③ 本部役員会より提出された議案の審議決定
- ④ その他PTAの運営について必要ある事項の協議

(学年委員会)

第24条 各学年の学級間を密接にするために、学年委員会を置く。

(学年委員会の構成と学年長の選出)

第25条 学年委員会は、各学年における全学級長をもって構成し、学年長は、互選により学級長から選出する。

(学年委員会の任務)

第26条 学年委員会は、次の事項を行う。

- ① 各学級から出された諸問題を整理し、学年長により運営委員会にはかる。
- ② 運営委員会で決定した事項が、正確に各学級に伝わるように努める。

(ひまわり学級長の選出)

第27条 ひまわり学級は、当該学級に属する全ての児童の父母等から1名のひまわり学級長を選出することとし、第26条に定める事項を行う。

(専門部会)

第28条 細則に定める専門部会規定による。

(特別専門部会)

第29条 細則に定める特別専門部会規定による。

(学校長)

第30条 学校長は、本会と学校運営について調整を行い、全ての会議に参加して意見を述べるができる。

## 第 五 章 会 計

(経 費)

第31条 本会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第32条 本会の会員は、次に定める会費の1年分を、年度始めに一括納入する。

- ① 会費は、一世帯あたり年額3,000円とする。
- ② 特別な事情にあたる会員については、運営委員会の承認により会費を免除することができる。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則の委任)

第34条 この会則の施行に関して必要な事項は、細則においてこれを定める。

附 則

この会則の変更は、本会の平成31年度定期総会において審議可決されることを条件として、平成31年4月1日に遡及してこれを適用することとする。

【 会則変更履歴 】

昭和47年	4月	1日	制定
昭和54年	4月	1日	改正
昭和56年	4月	1日	改正
昭和59年	4月	1日	改正
平成2年	4月	1日	改正
平成7年	4月	1日	改正
平成12年	4月	1日	改正
平成15年	4月	1日	改正
平成16年	4月	1日	改正
平成21年	4月	1日	改正
平成24年	4月	1日	改正
平成27年	4月	1日	改正
平成28年	4月	1日	改正
平成30年	1月	11日	改正
平成30年	4月	1日	改正
平成31年	4月	1日	改正

# 北部小学校PTA運営図

